

浜 広 介 第 1 0 2 号  
平成 26 年 5 月 15 日

指定地域密着型サービス事業所 様

浜田地区広域行政組合  
管理者 久保田 章 市  
(介 護 保 険 課)

転入による指定地域密着型サービス事業所への入居等要件について

平素は、介護保険事業の円滑な運営につきまして、御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきましては、地域密着型サービスが創設された意義を踏まえて、他市町村から転入した被保険者の取扱いについて、一定の要件を設けてきておりましたが、この取扱いについて下記のとおり方針を変更しましたので、お知らせします。

## 記

### 1 変更内容

#### 【現行】

市内に住所を移してから、3 か月を経過したうえでサービスを利用出来る。

#### 【変更後】

今年度から、現行要件を廃止する。

### 2 変更理由

地域密着型サービス事業所が増加し、地域住民が著しい不利益を受ける恐れが減ったことや、理由があって転入した高齢者が、要件のために適切なサービスの利用を阻害されていることなどから、変更を行うこととします。

### 3 その他

転入者への一定の要件は廃止しますが、要介護状態になっても住み慣れた地域で継続した生活を送るという地域密着型サービスの趣旨を理解し、入居等申込の際には、施設利用のためだけに住民票を異動させてサービスを利用することがないよう、各事業所において確認をするよう努めてください。

#### 問い合わせ

浜田地区広域行政組合

介護保険課給付係

TEL (0855) 25-1520

FAX (0855) 25-1506